

 県章	滋賀県公報	令和 7 年（2025 年） 3 月 1 9 日 号 外 （ 2 ） 水 曜 日
		毎週火・金曜 2 回発行

目次
○ 公安委員会告示
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第2項の規定に基づく同条第1項の規定による特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長（組織犯罪対策課）..... 1

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第29号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第15条の2第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による特定抗争指定暴力団等の指定の期限を延長するので、次のとおり告示する。

令和7年3月19日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

1

(1)

特定抗争指定暴力団等 令和6年滋賀県公安委員会告示第71号（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく特定抗争指定暴力団等の指定）1に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

(2)

延長後の指定の期限 令和7年6月20日まで

2

(1)

特定抗争指定暴力団等 令和6年滋賀県公安委員会告示第71号（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく特定抗争指定暴力団等の指定）2に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

(2)

延長後の指定の期限 令和7年6月20日まで

